

掛川市公告

掛川市公有財産売払いに係る一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び掛川市契約規則（平成17年掛川市規則第33号）第4条の規定に基づき公告する。

平成23年2月1日

掛川市長 松井 三郎

1 入札執行者

掛川市長 松井 三郎

2 入札に付する公有財産

物件番号	所在地	地目	面積	予定価格 (最低売却価格)	入札保証 金額
病1	掛川市下俣字花崎1009番3 外4筆	宅地	登記面積 590.43㎡	22,030,000円	0円
病2	掛川市城北二丁目725番15	宅地	登記面積 244.68㎡	10,658,000円	0円

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる者は、入札参加資格を有しない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する掛川市の職員
- (4) 一般競争入札参加申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者

(5) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) その他、市長が入札参加者として不相当であると判断した者

4 入札に参加する申請の期間及び場所

(1) 申請期間

平成23年2月1日(火)から平成23年2月21日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

掛川市立総合病院経営企画課

5 入札の日時及び執行場所

(1) 日時

平成23年3月8日(火) 午前10時から

(2) 執行場所

掛川市立総合病院 健康安心サロン1階 会議室A・B

6 入札の無効に関する事項

次の各号の一に該当する者の入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 金額を訂正して入札した者

(3) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者

(4) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者

(5) 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者

(6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者

(7) 2人以上の代理人となって入札した者

(8) 入札書を指定した日時及び場所に提出しなかった者

- (9) 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者
- (10) 入札参加心得に示した条件に違反して入札した者
- (11) 前各号に定める者のほか、指示した条件に違反して入札した者

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は無しとする。

8 その他必要な事項

- (1) 郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 詳細は「掛川市公有財産の売払いに係る一般競争入札の実施に関する要領」による。
- (3) 照会窓口は、掛川市立総合病院経営企画課理財管理係（電話番号：0537-22-2024(直通)）とする。